

倉敷勤労者山岳会規約

前文

勤労者の健全なレクリエーションとしての登山、ハイキングは依然として盛んです。しかしまだ多くの人たちは、山へ行きたくても時間やお金の都合で思うように行かれないのが現状で、まだまだ山は真に私たち働く者のものとはなっていません。そのために無理な山行をしたりすることによる遭難事故なども多くなってきています。

また現在の登山界の中にもいろいろな考え方があります。記録を作るためには命を賭けて登ろうとする者、山を一部特権階級のものと考えて大衆化に反対する者、山をことさらに神聖化して社会と切り離しておこうとする者、逃避的な気持ちで山に入る者などさまざまです。こういった誤った考え方もまた遭難の原因になっています。

言うまでもなく、登山は生命を賭けるべきものではなく、社会とかけ離れて存在するものでもありません。登山は私たち働く者のたくましい身体と強固な心を作り、生活、文化を豊かにするものでなくてはなりません。登山と生活を結び付けて現実の社会のいろいろなことがらとの密接な関連の中で登山を考えるのが正しいと思います。

そして正しい登山思想を皆で確立し、登山を正しく発展させていくことが大切だと思います。

倉敷勤労者山岳会は誰でもいつでも気軽に入会でき、安全に楽しくかつ安く、登山、ハイキング、スキー、沢登りなどを楽しむことができるように！を合言葉に登山学校や研究会を開くなどすべての人達の山や自然に親しみたいという要求を正しく組織して、日本勤労者山岳連盟のもとに、他の山岳会やサークルとも積極的に交流し、正しい登山、スポーツ、レクリエーション運動を発展させるために努力してゆきたいと思います。

第1章 総則

第1条 名称・事務所
本会は、「倉敷勤労者山岳会」と称し、日本勤労者山岳連盟に加盟し、岡山県連を通し、事務所を倉敷市内に置く。

第2条 目的
本会は前文の立場で、登山、ハイキング、スキー、沢登りなどを広く一般勤労者のものとし、会員相互の交流をはかり健全な登山思想、スポーツ観及び技術の普及と向上発展をはかることを目的とする。

第2章 会員

第3条 入会
本会は職場、地域、学校その他の、山登り、スキー、岩登りなどの愛好者の個人加入を原則とし、本会の規約を承認し、所定の手続きをとれば、誰でも会員になることができる。

第4条 活動参加
会員は本会のすべての活動に自由に参加することができる。

第5条 資格、退会、除名
第1項 会員は理由なく3ヶ月以上会費を納入しない場合は退会したものとみなす。
第2項 山行規定2項による除名のほか、会に対して著しく不利益な行動をとったときは除名する。除名は運営委員会で決定し、会員に報告すると共に次期総会の承認を必要とする。退会する(除名も含む)時は、会にその旨を通知しなければならない。その際には会に対する債務を返済することとする。

第3章 事業

第6条 事業
本会は第2条の目的を達成するために、会員自身の運営によって次の事業を行う。
1 定例山行及び登山指導(気象、医学、動植物、地質、物理写真講座を含む)、スキー、岩登り等の全般的な技術指導、会員相互の親睦を図るため毎月例会を開く。

- 2 遭難防止と救助活動。
- 3 会のニュース、パンフレット、機関紙等の発行と連盟機関紙など出版物の活用。
- 4 連盟その他関係団体、業者機関との協力、提携を深め、登山祭典、スポーツ祭典、平和大行進に参加等のほか、その他会の目的を達成するための一切の活動。

第4章 機関と役員

第7条 機関

- 1 総会
総会は本会の最高議決機関で毎年1回原則として4月に会長が召集する。なお運営委員会が必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。
総会は役員の過半数の出席をもって成立し、決定は出席会員の過半数を持って決定する。ただし、総会への出席と決議権の行使は委任状をもってこれを行うことができる。
- 2 運営委員会
運営委員会は総会につぐ議決機関で役員(会計監査を除く)により構成され、毎月1回以上会長が招集し総会の決議に基づき会務を決議執行する。
- 3 遭難対策委員会
遭難対策委員会は役員(会計監査を除く)及び会員若干名をもって構成し遭難防止対策及び事故処理の会務を決定し執行する。

第8条 役員

本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長1名、事務局長1名、運営委員若干名、会計監査委員1名。役員は総会において選任され、任期は次の定期総会までとし再選も妨げない。また役員^の補充は運営委員会で決定し、任期は前任者の残任期間とする。遭難対策委員会の役員を除く委員の選出は運営委員会で行う。

第5章 財政

第9条 経費

本会の経費は入会金、会費その他でまかなう。

第10条 会計年度・決算

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。収支決算は会計監査委員の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第11条 会費と入会金

会費は1人あたり月額500円、入会金は1000円とする。

第6章 雑則

第12条 規約の精神

運営委員会は規約に定めのない事項については規約の精神に基づいて処理することができる。

第13条 山行規定

本会の規律と秩序を保持するために山行規定を別に定める。

第14条 規約の改正
本規約の改正は総会で行い、出席会員の3分の2以上で決定する。

第15条 規約の施行
本規約の施行は1969年11月23日とする。

倉敷勤労者山岳会山行規約

- 1 計画書と報告書
本会のあらゆる山行、ハイキング、スキー等(以下山行という)の実施にあたり、担当リーダーは必ず計画書を作成し、**会長・副会長・教育遭対部長**、に提出しなければならない。
山行の終了後は**登山本部(下山報告者)**に連絡をするものとする。
- 2 無届山行の禁止
無届の個人山行は会として認めない。
無届の個人山行がなされた場合は、運営委員会は本人に対して勧告し、再度にわたれば除名することができる。
- 3 個人山行届
個人山行届は出発の前日までに本人より**会長・副会長・教育遭対部長**に提出するものとする。
- 4 個人山行に対する助言
運営委員会は個人山行に対し助言することができる。
- 5 個人山行に対する会の責任
個人山行に対して会としては原則として責任をもたない。

附則 1969年11月23日施行
2003年5月1部改正
2014年4月一部改正
2015年4月一部改正